

モジュール10

関係機関との連携とケース会議

虐待対応システムの強化

○児童虐待防止法の改正〔平成16年〕

- ・ 組織としての学校に対する早期発見義務
- ・ 虐待通告の要件の拡大(虐待と「思われる」子どもも通告)
- ・ 通告対象機関の拡大(市町村による通告の受理・安全確認)
- ・ 関係機関の協力に関する努力義務
- ・ 学校等における虐待予防の教育等の努力義務
- ・ 虐待を受けた子どもの教育・自立支援について努力義務

「予防」へのシフトと
「支援」の一貫性の
確保



積極的な関与

〔 介入時期の早期化、
 家族機能への介入 〕

○児童福祉法の改正〔平成16年〕

・ 要保護児童対策地域協議会の法定化

→ 平成19年改正により市町村に設置努力義務(平成20年4月施行)

要保護児童対策地域協議会の役割と仕組み

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

【平成16年児童福祉法改正により制度化】

要保護児童の適切な保護等を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う

○ 関係機関間の情報共有を促進

※ 従来の虐待防止ネットワークでは担保できなかった構成員の守秘義務を担保
(→構成員間の情報交換は円滑化)

○ 市町村に設置し、都道府県や警察、民間の機関も参画

※ 市町村の担当部局のほか医師、民生・児童委員、保健所、保育所、学校、警察署など

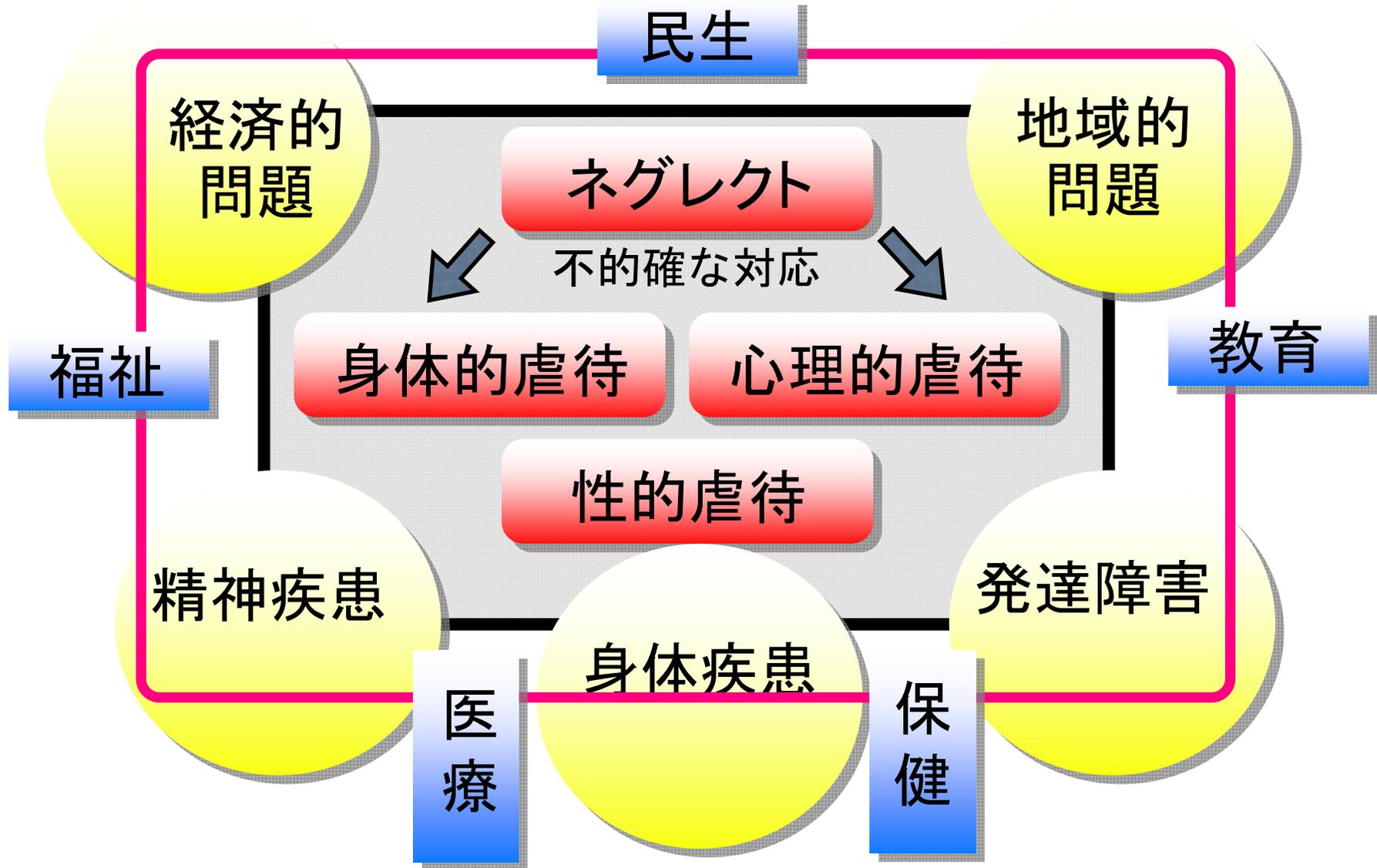
○ 発見から支援まで、一貫した対応のための連携を促進

《メリット》 虐待の早期発見、迅速な支援開始、情報共有、役割・責任の明確化、支援内容の充実、関係機関の相互理解、職員のメンタルケア

○ 関連する各種ネットワークとの相互乗り入れも前提

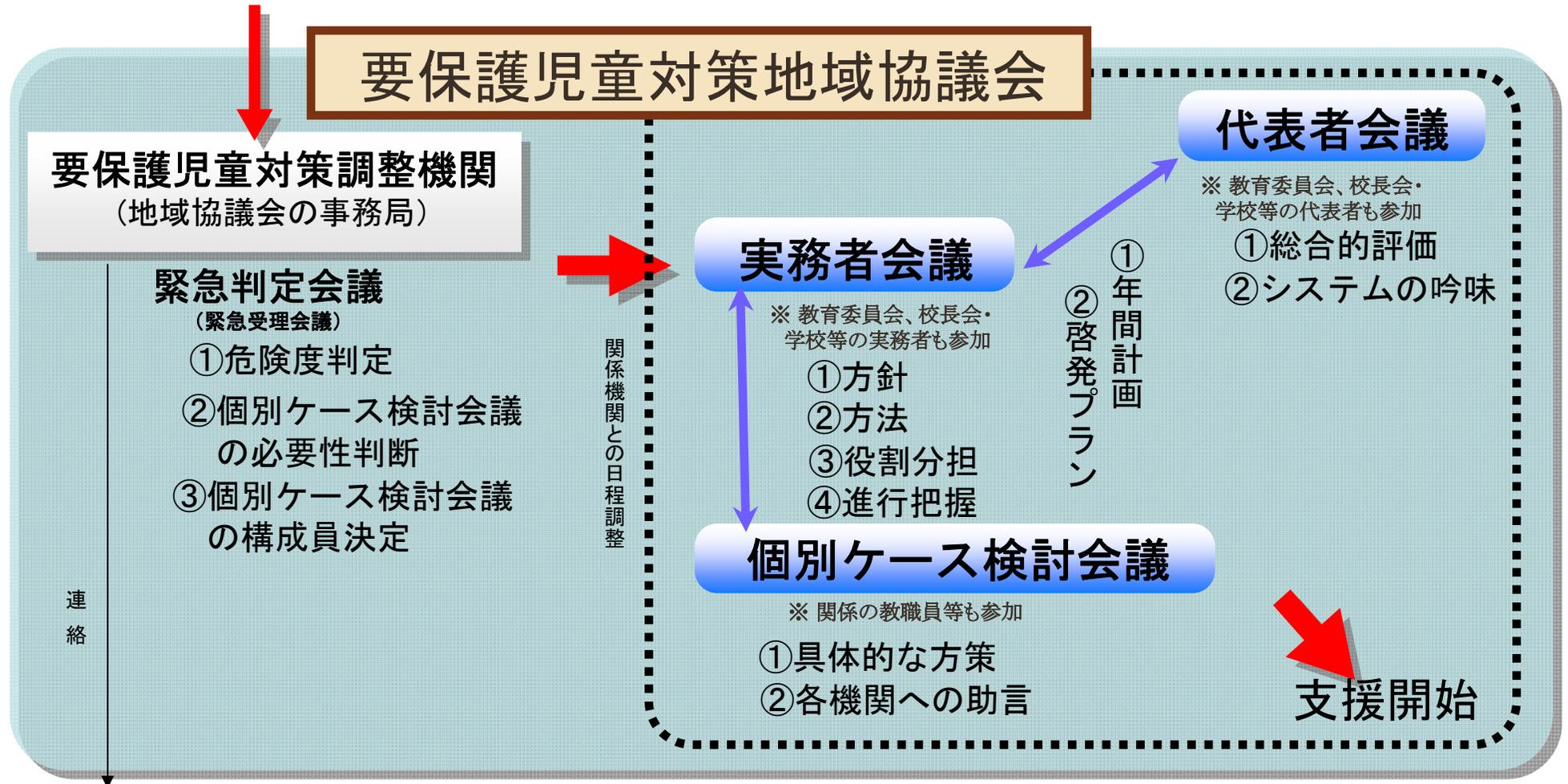
※ 法定協議会の設置に伴い、すでにうまく機能している既存の組織を壊す必要はない

要保護ケースの成り立ち



要保護児童対策地域協議会の機能と構造

住民、地域機関、ネットワーク関連機関等からの通報等の窓口を一本化



児童相談所、保健所、保健センター、福祉事務所…

機関連携の考え方

☆ 虐待ケースへの介入は、さまざまな水準で行われる

- 修復的介入(主として医療・保健福祉)
- 発達支援的介入(主として保健福祉・教育)
- 生活基盤への支持的介入(主として民生・福祉)

○ 機関連携とは、それぞれの機関が有している専門性を組み合わせること

○ 役割分担に当たっては、「人」の要因についても配慮

～ 人間性の要素(「あの先生とあの父親の関係であれば、言える」など)も考慮して機能的なチームづくり

○ 機関連携は、常に評価と組み直しを繰り返しつつ進んでいくもの

※ 役割分担の実際の形等は、人事異動などによっても変動する

>>> 機関間の連携の成否を決するのは機関内連携

～ 学校として引き受けた役割に対しては、学校全体で組織的に対応

【機関連携の考え方】

ケース特性からくる困難さ

困難なケースに対応するとき

- ケース特性から生じる困難さを劇的に低減させるような「魔法」は存在しない
 - チーム対応の体制を整えた上で、個々の対応技量を向上させる以外にない
 - その問題の解決にどのくらいの時間がかかるか、どのような条件が必要かは、吟味しておくことが重要
 - ※ 出口のイメージを持つ
- 困難ケースに対応していくための絶対的な前提は、「自分自身の健康を守る」こと

ケース会議の進め方

ケース会議を進めるに当たって

～ 実効的な協議のためのポイント～

○ 目標設定は具体的に

※ 「母親との信頼関係をつくる」といった抽象的な目標だけでなく、「今度の運動会には母親にも観戦に来てもらう」といった具体的な目標の設定に努力

○ 「誰が、何を、いつまでに、どうやって」を確認

～ 次の会議の開催時期が必然的に決まるような流れの会議は、うまくいっている

○ いちばん困っている人(機関)に焦点を当てる

○ 無理に「一致」ではなく、「共有」を目指す

○ 会議で決まった事項は、(最後に)全員で再確認

関係機関の理解①

公的機関等

- 市町村の対応窓口
- 福祉事務所
- 児童相談所
- 民生委員・児童委員
- 保健所・保健センター
- 警察

- 医療機関

関係機関の理解②

児童福祉施設・里親等

- 児童養護施設
- 乳児院
- 里親 / 養育里親
- 小規模住居型児童養育事業者 (ファミリーホーム)
- 児童家庭支援センター (子ども家庭支援センター)
- 情緒障害児短期治療施設
- 発達障害者支援センター
- 児童自立支援施設